



▲民生・児童委員のキャラクター「ミンジー」

あなたのまちの相談相手

民生・児童委員

暮らしの悩みなど お気軽にご相談を

民生・児童委員は、身近な相談相手となり、関係機関へつなぐパイプ役として活躍しています。何か困っていることがあればお気軽にご相談ください。



▲亀戸文化センターで行われた赤ちゃんひろばでの活動(緑のエプロンの方が民生・児童委員)

地下鉄8号線(豊洲~住吉)

国土交通省が「国際競争力強化に資する路線」に位置付け

— 実現へ向けてさらに前進 —

4月20日、国土交通省の交通政策審議会は、「東京圏における今後の都市鉄道のあり方について」の答申をまとめました。本区が長期計画(後期)の重点プロジェクトとしている地下鉄8号線(豊洲~住吉)延伸は、「東京圏の都市鉄道が目指すべき姿」を実現するうえで意義のあるプロジェクトの一つとされ、「国際競争力の強化に資する鉄道ネットワークのプロジェクト」に位置づけられました。区としては、



※国の答申をもとに作成されています

一日も早い整備着手を目指し、東京都や営業主体と想定される東京メトロなど、関係機関との調整を早急に行い、早期の合意形成を目指していきます。
問 地下鉄8号線事業推進担当
 ☎(3647)9634
 FAX(3647)9287

民生・児童委員はどんな人?
 民生・児童委員は、厚生労働大臣から委嘱された非常勤の特別職の地方公務員で、無償のボランティアとして活動しています。区内には、5月1日現在、269人の民生・児童委員と、こどもに関することを専門に扱う主任児童委員が18人います。
お話を聞き関係機関に橋渡し
 暮らしに関する相談に乗り、区役所や児童相談所、長寿サポートセンター、子ども家庭支援センターなどの関係機関に橋渡しします。「ちょっと困った」「誰かに話を聞いてもらいたい」、そんな時にはお気軽にご相談ください。

一人で悩まず相談してください

江東区民生・児童委員協議会の会長である松土英男さんにお話を伺いました。
○どのような方から相談がありますか?
 高齢の方や、日常生活でお困りごとがある方です。
○どのような相談がありますか?
 在宅での介護のことや子育てに関する相談などさまざまです。
○相談を受けるときに心がけていることは?
 相手の立場に立ってお悩みを伺い、解決方法を考えています。また、安心してお話いただけるように相談場所にも配慮しています。
○相談をためらっている方へ一言
 専門機関と連携し、区役所と協力して援助に取り組んでいます。身近にいますので気軽に安心して相談してください。



秘密は厳守
 民生・児童委員は、個人の人格を尊重するとともに秘密を守ることが義務づけられています。
まずは区役所へ問合せを
 悩みごとなどの相談をしたいときは、まずは区役所にお問い合わせください。お住まいの区域を担当する民生・児童委員を紹介します。
問 福祉課福祉管理係
 ☎(3647)4318
 FAX(3647)9186
 (2面へつづく)



あなたたちのまちの相談相手 民生・児童委員・児童委員

相談・訪問などさまざまな
場面で活動

民生・児童委員は地域でさまざま活動を行っています。

○高齢の方や障害のある方の安否確認や見守り

○妊娠や子育て、経済的困窮に関する相談

○敬老祝金のお届け

○小中学校への訪問と行事への参加、こどもたちへの声かけ

○児童館や保健所の催しに参加し、育児の相談やお手伝い

○福祉をテーマにした自主的な

研修活動

○こどもまつりや区民まつりに参加し、こどもたちとの交流や募金活動のお手伝い

来年は民生委員制度
100周年

大正6年(1917年)に前身の済世顧問制度が発足してから、平成29年(2017年)で100周年を迎えます。100周年に合わせ、民生委員の存在や活動をPRするため都内の民生・児童委員が集まり、新宿通りで「1万人パレード」を開催します。区

生活保護制度

生活に困ったときは相談を

生活保護は、憲法第25条の定めに基づき、現に暮らしている国民の誰もが受けられます。「病气やけがなどで収入がない」「働いても収入が少ない」など、生活費や住宅費、医療費等に困っている方にその不足分を補うとともに、自立した生活ができるよう支援します。

生活保護は、国の決めた保護基準(最低生活費)とその世帯の収入を比較して、収入が保護基準を下回る場合に、その不足する分が支給されます。ただし、生活保護に優先して、次のような世帯の状況に応じた努力を行っていたりすることになります。

○預金や土地などの資産は活用

内では、こどもまつりに参加し、とびガエルの工作や豆つかみのゲームで皆さんと交流します。



ひとり暮らし等の高齢者世帯を民生委員が訪問

区では、高齢者が住みなれた地域で安心して暮らし続けることができるよう支援するため、地域の民生委員が6月から訪問調査を行います。詳細は、区報5月21日号でお知らせします。

民生・児童委員はバッジと身分証明書を持

民生・児童委員は、全国統一のバッジを身に付けています。訪問時には、顔写真が付いた「民生・児童委員証明書」も携帯しています。

新任委員の紹介

下表の方が新たに委嘱されます

経済センサス活動調査にご協力

5月中旬から全事業所へ調査員が訪問

6月1日現在で、「平成28年経済センサス活動調査」が全国一斉に実施されます。

この調査は、全産業分野における事業所の経済活動の状況と全国・地域的に明らかにするとともに、各種統計調査のもととなる情報を整備することを目的に、すべての事業所を対象に行われます。

調査の結果は、国や地方公共団体において産業振興や商店街

した。

福祉課福祉管理係

☎(3647)4318
FAX(3647)9186

地区名	氏名	担当区域
扇橋地区	阪田 浩子	千田16~23番
	松崎 謙	千石3丁目
東陽地区	山口 昌美	東陽4丁目1~6番
豊洲地区	大木 明子	豊洲4丁目11番
北砂地区	根本 順子	北砂4丁目35~41番
	長谷川美絵	東砂2丁目13番(都住15~21号棟)

国民年金の届出を忘れずに

会社を退職・配偶者扶養から外れたときなど

国民年金は、日本国内に住む20歳以上60歳未満のすべての方が加入します。

次に該当する方は、区民課年金係(区役所隣防災センター2階20番)、各出張所へ加入の届出

活性化など、さまざまな施策をつくる際の基礎資料として幅広く活用されます。調査内容は統計作成のみに利用され、その他の目的には一切利用されません。5月中旬から、調査員が調査票の記入のお願いに各事業所をお訪ねします。ご協力をお願いします。

地域振興課統計調査係

☎(3647)4965
FAX(3647)8441

平成28年度 江東区優良従業員表彰

従業員のご推薦を

区では、区内中小企業に永年勤務している方で、勤務成績が優れ、他の模範となる従業員の方を表彰しています。該当する従業員がいる事業主の方は、ご推薦ください。

「表彰の種類および対象」

○10年表彰
勤務年数が10年以上20年未満

○20年表彰
勤務年数が20年以上30年未満

○30年表彰
勤務年数が30年以上40年未満

○40年表彰
勤務年数が40年以上

務先等への届出が必要です。届出を忘れると、将来年金を受給することができない場合がありますのでご注意ください。

「厚生年金・国民年金第3号被保険者等の問合せ先」

江東年金事務所(亀戸5-16-9)
☎(3683)1231
FAX(3681)6549

「被表彰者の決定」
審査委員会で被表彰者を決定します。

「表彰式」
時 9月2日(金)午後2時(予定)
場 江東区文化センターホール(東陽4-11-3)

「推薦方法」
事業主と所属する商工団体の長との連名により推薦してください。ただし、商工団体に所属していない事業所は、事業主の推薦で推薦書を提出してください。

推薦書は経済課(区役所4階29番)にあります(区ホームページからもダウンロードできます)。

締 6月30日(木)必着

※勤務年数は平成28年4月1日現在の満年数

「配布場所」経済課(区役

中小企業支援施策ガイド

各種補助事業、商工相談、セミナー情報などがこの二冊に

区では中小企業や商店街への支援策をまとめたガイドブック「中小企業支援施策ガイド」を、無料配布しています。各種補助事業、商工相談、セミナーなどの事業をまとめて紹介した小冊子です。事業者の皆さんのお手元に一冊置いて、積極的にご利用ください。

区ホームページからもご覧になれます。

「配布場所」経済課(区役

☎(3647)2332
FAX(3647)8442



特別区民税・都民税(普通徴収) 軽自動車税

支払いが便利な納付方法で

クレジットカードによる納付
パソコンやスマートフォン等から納付ができます。納付にあたり別途決済手数料(10,000円までは50円(税別))。以降10,000円ごとに100円

円(税別)加算)がかかります。区役所などの窓口での利用はできません。

ATM・インターネットバンキングによる納付

ペイジーに対応している金融機関で利用できます。対象金融機関は、ペイジーホームページ(<http://www.pay-easy.jp/>)をご覧ください。

また、インターネットバンキングのご利用には事前に金融機関での登録が必要です。登録方法は、各金融機関にお問い合わせください。

江東区、城東・深川消防署 合同水防訓練

雨期を前に実践的な訓練 ぜひ見学を

5/19(木)

台風や集中豪雨が集中する雨期を前に、江東区、城東・深川消防署合同水防訓練を都立木場公園で実施します。



▲水害を想定し訓練

区と防災関係機関が連携し、水防態勢の強化と水防工法の技術向上を目的とした実践的な訓練を行います。

訓練はご自由に見学でき、会場内のテントを一般開放いたしますので、ぜひご利用ください。
時 5月19日(木) 午前10時～11時半
場 都立木場公園多目的

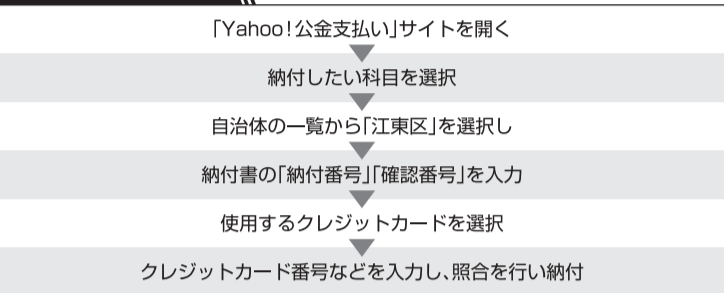
広場(平野4)
申 当日直接会場へ
問 河川公園課工務係
☎(3647)2538
FAX(3647)9216

納付書(特別区民税・都民税の例)

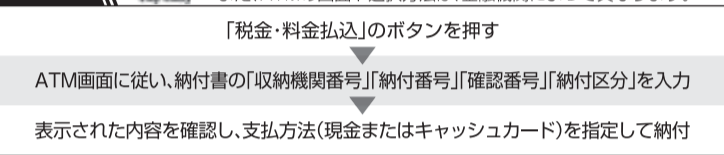


▲収納機関番号・納付番号・確認番号・納付区分の番号をご確認ください

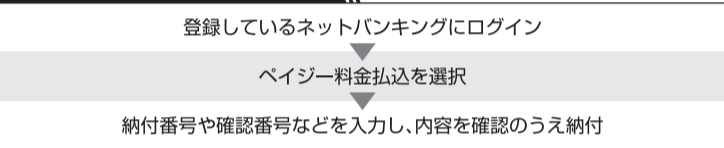
クレジットカード



ATM



インターネットバンキング



「土のう」を配付開始

6月ごろの梅雨、台風の影響を軽減する局地的集中豪雨により、道路冠水等の被害が発生しています。

6月ごろから梅雨、台風の影響を軽減する局地的集中豪雨により、道路冠水等の被害が発生しています。昨今は下水排水能力を超える局地的集中豪雨により、道路冠水等の被害が発生しています。

「土のう」は区指定日に配達

区では浸水被害を防ぐため、6月から10月に「土のう」を希望者に配付します。

台風接近時等の直前対応は困難ですので、ぜひこの機会をご利用ください。

利用ください。配付した土のうは、個人で日常管理・不要時の処分をお願いします。また土のうをお持ちの方で、袋が破損している場合は、袋のみの配付も行っています。なお申し込みは50袋を限度とします。

「5月受付分の配達日」6月上旬の区が指定する日
☎(3647)2538
FAX(3647)9216

光化学スモッグにご注意を

発令・解除情報をメールで配信

5月から9月にかけて、日差しが強く、気温が高く、風の弱い日は、「光化学スモッグ」が発生しやすくなります。光化学スモッグとは、自動車や工場等から排出される窒素酸化物や揮発性有機化合物が、太陽の紫外線と光化学反応を起こし、発生した光化学オキシダントが空中に滞留して白くモヤがかかったようになる現象です。高濃度の光化学オキシダントは、目やのどの粘膜を刺激するので、目がチカチカする、のどが痛い等の健康被害が発生することがあります。

注意報等が発令されたら

次のことにご注意ください。

- なるべく屋外に出ない
- 屋外での運動はひかえる
- 自動車の使用はひかえる
- 目またはのどに刺激を感じたときは、洗眼またはうがいをする

健康被害を受けたら

最寄りの保健所等に連絡・相談してください。

光化学スモッグ情報をメールでお知らせ

東京都環境局のホームページでは、都内各地の発令状況やオキシダント濃度等を公開しています。

- 深川保健相談所 ☎(3641)1181 FAX(3641)5557
- 深川南部保健相談所 ☎(5632)2291 FAX(5632)2295
- 城東南部保健相談所 ☎(5606)5001 FAX(5606)5006
- その他の時間帯
- 東京都保健医療情報センター ☎(5272)0303 FAX(5285)8080

また、同ホームページからメールアドレスを登録した方には、光化学スモッグ注意報等のメールが配信されます(江東区の地域は区東部です)。ご利用ください※左記二次元コードからも登録できます。



▲二次元コード

都が区内に設置している測定局3地点(大島・亀戸・辰巳)で常時測定しており、東京都環境局のホームページで1時間ごとの測定結果を確認できます。

「東京都環境局ホームページ」
HP <http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/>
問 環境保全課調査係
☎(3647)6148
FAX(5617)5737

凡例 時日時 場所 集集合 人対象・定員 費用 内容 師講師 保一時保育 締締切日 申申込 問問合先 HPホームページ eメール